

NP Oまごころ介護	伊達郡国見町藤田南五四―二	特定非営利活動法人まごころサービス国見センター	同 県伊達郡国見町大字藤田南五四―二	同	介護予防訪問介護	導
------------	---------------	-------------------------	--------------------	---	----------	---

(社会福祉課)

福島県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定介護機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年一月十八日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
ホームケアサービス	会津若松市鶴賀町一―一	会津若松市松町一―二九
丸光ケアサービス 会津若松支店	会津若松市山鹿町五―一―一	会津若松市表町一―三三

(社会福祉課)

福島県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十五年一月十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
--------	---------	--------	----------------	-------	---------

小規模多機能型居宅介護 東のこみち	白河市東深仁井田字道山六一〇	医療法人 緑桜会	福島県白河市東深仁井田字道山六一〇	平成二十四年一月三〇日	小規模多機能型居宅介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護
----------------------	----------------	----------	-------------------	-------------	------------------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十五年一月十八日から同年五月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河七番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 一 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社サンデー
代表者の氏名 代表取締役 宮下 直行
住所 青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
 - 二 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社サンデー
代表者の氏名 代表取締役 宮下 直行
住所 青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十五年八月二十八日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千二百九十五平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 一 駐車場の位置及び収容台数
 - （一）位置 別紙図面のとおり
 - （二）収容台数 二百十八台

2 駐輪場の位置及び収容台数
 (-) 位置 別紙図面のとおり
 収容台数 三十四台

3 荷さばき施設的位置及び面積
 (-) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 三百九平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 (-) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 二十六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (-) 開店時刻 午前七時
 (-) 閉店時刻 午後九時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前六時三十分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (-) 数 四か所
 (-) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時三十分から午後九時三十分まで

7 届出年月日
 平成二十四年十二月二十七日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
 (商業まちづくり課)

福島県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、塩川西部土地改良区が塩川西部地区維持管理事業計画に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日
 福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類
 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
 平成二十五年一月二十一日から
 同 年二月十二日まで
 (二十三日間)

三 縦覧の場所
 喜多方市役所

福島県告示第三十七号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。

平成二十五年一月十八日
 福島県知事 佐藤雄平

区域名	区 域	区域の範囲
光ヶ丘団地	石川郡石川町字長久保	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築指導課、福島県中建設事務所建築住宅課及び石川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 (建築指導課)

公 告

公告第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十五年一月十八日
 福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
 赤羽新屋敷土地改良区
 退任した役員
 役員 氏名 住所

理事 二瓶 和洋 石川郡石川町大字赤羽字浦四四番地

(農村計画課)

公告第二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年一月十八日
 福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
 会津若松市湊土地改良区

退任した役員
 役員 氏名 住所

理事 堀内 治 会津若松市湊町大字共和字上馬渡二一七番地

ればならない。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければなら
ない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- ① 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- ② 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。
- ④ 契約書作成の要否 要
- ⑤ その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- ① Nature and quantity of the equipment to be required: Medical equipment for
the operating room Iset
- ② Time-limit of tender(by hand): 1:00p.m.,27 February 2013
- ③ Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,26 February 2013
- ④ Contact point for the notice:General Affairs Division,Head Office,Fukushima
Prefectural Aizu General Hospital, 10-75 Shiomae,Aizuwakamatsu-shi,Fukushima
965-8555 Japan TEL0242-27-2151

(事務局総務課)

公告第2号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島
県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定によ
り公告する。

平成25年1月18日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

1 入札に付する事項

① 調達をする物品等の件名及び数量 中央材料室医療機器 一式

② 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

③ 納入期限 平成25年3月29日（金）

④ 納入場所 会津医療センター建設予定地（福島県会津若松市河東町谷沢地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要
な資格の確認を受けた者であること。

- ① 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開
札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ
と。

② この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指
名停止を受けていないこと。

③ この公告に示した仕様等に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が
あり、かつ、確実に納入できること。

④ 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申
請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年2
月8日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要
な資格の確認を受けること。

郵便番号965-8555 福島県会津若松市城前10番75号

福島県立会津総合病院事務局総務課

電話 0242-27-2151

4 入札書の提出場所等

① 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問い合わせ
先 3に掲げる場所に同じ。

② 入札説明書の配付方法 平成25年1月18日（金）から同年2月6日（水）まで（土
曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで3に掲げる場所で配付する。

③ 入札及び開札の日時及び場所 平成25年2月27日（水）午後1時15分 福島県立
会津総合病院会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、
同月26日（火）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保
証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいづ
れかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

② 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ
ればならない。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場
合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければな
らない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the equipment to be required: Medical equipment for
Central supply room Iset
- (2) Time-limit of tender(by hand): 1:15p.m.,27 February 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,26 February 2013
- (4) Contact point for the notice:General Affairs Division,Head Office,Fukushima
Prefectural Aizu General Hospital, 10-75 Shiromae,Aizuwakamatsu-shi,Fukushima
965-8555 Japan TEL0242-27-2151

(事務局総務課)